

私は六論会を代表して陳情第3号政府に「再審法改正」の意見書提出を求める陳情に対し反対する立場で討論します。

判決が確定してしまった冤罪被害者を救う唯一の方法が再審請求であり、結果無罪が確定した事例についても報道等により承知しているところです。

これらの事例を受けて、現在刑事手続に関する協議会が最高裁判所、日本弁護士連合会、警察庁及び法務省の合意により、再審のための証拠について平成29年3月から7回にわたり協議が行われているとのこと。さらに令和4年7月28日に刑事法等の有識者・法曹三者、警察庁及び法務省によって構成される改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会が開催されております。

また、再審開始決定に対する検察官の不服申立て禁止については、検察官が再審開始決定について抗告することは、審理を適正かつ公正に行うために担保されるものであり、その機会を禁止することは司法制度そのものの在り方が問われるものであり、慎重な議論が必要と考えます。

今回の陳情は専門家達が幾度となく協議を重ねても結論に至らない大変難しい問題です。もちろん冤罪をこの世からなくしたい思いは陳情者と一緒であります。専門家たちがいまだ結論を出せていない問題に同情心とにわか知識だけで判断することは無理があり、地方議会が無責任に賛成することは困難であると考えます。陳情者のお気持ちはお察ししますが、判断は専門家に委ねるとし、六論会としては無責任に賛成しかねるため、よって、この意見書に対しては反対といたします。